

古河市マイナンバーカード関連業務申請書自動作成システム機器賃貸借業務仕様書

【本仕様書の性質】

本仕様書は、上記業務の受託事業者を選定するためのものであり、受託する基本的な内容を示したものである。

受託事業者の選定は、公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

プロポーザルの際に受託希望者から本仕様書に記載されていない内容の提案があり、当該提案内容が適切であると古河市が判断した場合等は、提案内容を本仕様書に追加記載する等の見直しを行い、契約書の仕様書とする。

なお、本プロポーザルにより選定された最優秀提案者との契約締結は、令和8年度予算の成立を条件とする。したがって、予算の不成立または内容変更等により、契約を締結できない場合がある。

1 件名

古河市マイナンバーカード関連業務申請書自動作成システム機器賃貸借業務

2 業務の目的

マイナンバーカードに関する各種申請手続において、手書きによる申請書作成や職員による確認作業に時間を要しており、窓口の混雑の一因となっている。今後、カード更新や電子証明書更新時期の集中により、更なる混雑が懸念される。これらの課題を解消するため、マイナンバーカードのICチップに記録された基本4情報を利用し、申請書を自動作成・印刷するシステムを導入する。これにより、市民および職員双方の負担を軽減し、待ち時間短縮と窓口サービスの向上を図ることを目的とする。

3 契約期間

令和8年5月1日から令和13年4月30日まで

4 納入期限

令和8年4月30日

5 所在地（納入場所）、所管部署、設置数

庁舎名	所在地	所管部署	設置数
総和庁舎	古河市下大野 2248 番地	市民総合窓口課	2 台
古河庁舎	〃 長谷町 38 番 18 号	古河庁舎市民総合窓口室	2 台
三和庁舎	〃 仁連 2065 番地	三和庁舎市民総合窓口室	2 台

6 賃貸借物品

(1) 申請書自動作成システム構成

構成内容等	数量
申請書自動作成用タッチパネル端末（2画面を有すること。）	6 台
カードリーダ	6 台
A4 モノクロプリンタ	6 台
付属品（USB 接続ケーブル等）	一式

(2) 主な機能

- ・マイナンバーカード IC チップ情報（氏名・住所・生年月日・性別）の自動読み取り
- ・マイナンバーカード関連業務申請書の自動作成・印刷
- ・多言語（英語・中国語含む）対応

7 システム要件

- (1) 利用者の操作に必要な入力装置として、タッチパネルを有していること。
- (2) 市民の利用及び職員補助を想定した2画面を有すること。
- (3) ITに不慣れな方にも配慮した画面設計であること。
- (4) マイナンバーカードをカードリーダの指定場所に置くだけで自動読み取りが可能で、暗証番号入力等を要しないこと。
- (5) カードリーダが読み取る情報は、マイナンバーカードの IC チップに記録されている「氏名」「住所」「生年月日」「性別」の4つの情報を読み取ることとし、各種申請書に反映させること。
- (6) 複数申請書を一括印刷可能であること。
- (7) 申請書の出力件数（システム利用件数）の測定・出力が可能であること。また、出力については期間指定ができ、出力データについては、定型帳票にて出力が可能なこと。

8 役務要件

- (1) 機器の搬入、設置、インストール、動作確認、初期設定を行うこと。
- (2) 多言語の翻訳および設定を行うこと。
- (3) 現行帳票様式に基づくレイアウト設定（標準帳票微修正含む）を行うこと。
- (4) 操作説明及び職員向けマニュアルの提供をすること。

9 アフターケア

- (1) 平日 8:30～17:15 に対応可能な障害・問合せ窓口を設置すること。
- (2) ハードウェア保守およびシステムサポートを 5 年間実施すること。
- (3) ハードウェア交換後の再セットアップ支援を行うこと。
- (4) ソフトウェア更新および標準帳票の微修正を行うこと。

10 支払方法

月払いとし、該当月の翌月に支払うものとする。

11 その他

- (1) 運搬・搬入・設置・調整・廃棄処分等の費用は契約金額に含むこと。
- (2) 作業中の事故・破損は受託者の責任において対応すること。
- (3) 本業務の従事者は、業務上知り得た行政及び個人の情報に係る秘密を一切漏らしてはならない。秘密保守義務は、本契約終了後も継続するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や疑義は、双方協議のうえ決定すること。